

## 第 18 回 武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会 議事要旨

日時	令和 6 年 1 月 16 日（火）午後 3 時 15 分～ 4 時 30 分
場所	武蔵野市役所 812 会議室
参加者	委員長、委員 13 名、事務局 2 名 計 16 名

### ■配布資料

- 第 18 回 武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会 次第
- 学習者用コンピュータ活用実践事例とデジタル・シティズンシップ教育の実践事例（資料 1）
- 学習者用コンピュータ活用指針（案）（資料 2）
- 武蔵野市学習者用コンピュータ通信 臨時号（第 31～33 号）、  
武蔵野市学習者用コンピュータ活用ニュース No. 35（追加資料、席上配布）
- 武蔵野市学習者用コンピュータ通信 臨時号（第 35 号）（追加資料）

### ■内 容

#### 1 開会

#### 2 事務局から

- ① 市立小学校で発生した事案への対応及び今後の方針について（武蔵野市学習者用コンピュータ活用通信臨時号）

#### （委員 A）

- ・ 今回の件を受けて、学習者用コンピュータの活用の方向性としてどう進むのが望ましいのか、それぞれの立場からご意見をいただきたい。

#### （委員長）

- ・ ただいまの説明について、何か質問はあるか。

#### （全員）

- ・ 特になし。

#### （委員長）

- ・ このような時には忌憚のない意見をいただくことが重要であると考えている。また、我々が積み重ねてきたことに対して振り返りを兼ねて、ご意見をいただければと思う。

#### (委員B)

- ・ 保護者から「うちの学校で発生したのでしょうか」と質問を受けることがあったが、教育委員会で対応していただくということで心強かった。
- ・ 本件はたまたま武蔵野市で発生したのであり、むしろ学習者用コンピュータを積極的に活用しているからこそ発生したとも言える。デジタル・シティズンシップ教育にも繋がることであるが、今後より正しい使い方を進めていくことが重要と考える。
- ・ 児童がクラスルームのストリームに投稿することを制限している自治体もある中で、本市では比較的自由に操作できるのが良いところである。このまま積極的に活用を進めていきたい。

#### (委員C)

- ・ 本校では本件はそれほど話題に挙がっておらず、生徒たちは従来通り学習者用コンピュータを活用している。
- ・ 今回は学習者用コンピュータを使用した事案であったが、かつてはスマートフォンや携帯電話を使用した盗撮行為が発生していた。
- ・ 学習者用コンピュータを活用していく方針は変えてはいけないと思う。道具は何であれ、正しく使えば武器になり、使い方を誤れば凶器になる。リスクを考えて規制ばかりしては何もできなくなってしまう。ワイヤーロックで持ち運びを制限し、何重もパスワードをかけ、教員が監視するようなやり方では、デジタル・シティズンシップ教育の面ではマイナスになる。
- ・ 指導する側としては、アクシデントの発生を想定できたかも知れない。何等かリスクが想定されるときは、注意や声かけができる。子どもは善悪の判断について成長段階にあるので、大人は学習者用コンピュータを活用しながら「教えていく、伝えていく、養っていく」を続けていくべき。
- ・ 禁止するべきだという意見もあるが、子どもにとってもマイナスだと考える。

#### (委員D)

- ・ 今回の件と同じ年齢の学年を担当しているが、子どもたちは「それはない」という反応をしており、学習者用コンピュータを正しく使用していこうと認識しており、素直に育っているなど感じた。
- ・ ただ、学習者用コンピュータで行ってよいことといけないことの線引きが、児童によって異なっていると感じる。それを厳密に守ろうとする人が損をしていないかということが懸念される。
- ・ 指導する側としては、学習者用コンピュータの使い方について指導をするが、それが言ったきりになっており、またチェックできない甘さを子どもも感じているのではないかと。

- ・ また、現在は学習者用コンピュータが破損しても懐が痛むこともないので、損害が生じたら弁償させる等、責任感を感じさせる仕組みがあるといいと思う。
- ・ 私が担任する学級では、壁紙等の設定を初期設定通りに使うことを指導し、小さなところから始めようと考えている。

#### (委員 E)

- ・ 私の学級でも本件について周知を行った。子どもたちが学習者用コンピュータの使い方について見つめなおす機会になってくれればと思う。
- ・ 本件は学習者用コンピュータの使用において発生した事案であると認識しており、子どもの将来について考えると、活用の方向性が間違っていないと言い切れないところがある。
- ・ 今後 I C T 機器はもっと身近なものになっていくから、万引きや暴力行為と同様に、いけないこととしてしっかりと指導しなくてはいけないと考える。
- ・ たとえ相手の理解があったとしても、流出に繋がる恐れもあるし、他人を撮影するのは良くないということ子どもたちに考えさせた。

#### (委員 F)

- ・ 校長の講話を、児童たちは厳かに聞いており、自分のこととして考えている様子がうかがえた。
- ・ 本校では特に学習者用コンピュータを日常的に使用しており、特別支援教室としても非常に助けられている。一方、セキュリティについては I C T 担当の教諭に任せきりの状態になっている。
- ・ 市として、年間を通してアナウンスする事項を定めたり、クラスルームのアーカイブ化をしたりする等、大人の取組みで守れる部分もあると思う。

#### (委員 G)

- ・ このような事案は突然発生するのではなく、日常の出来事が積み重なって事案に繋がる。傷ついた人がいることは事実なので、学習者用コンピュータに関わらないことでも、決められたルールを自分の事として捉えて生活していく、その指導を大切にすることが重要である。
- ・ 学校アンケートの自由意見を見ると、低学年の保護者は自由に使用できることを希望し、高学年の保護者ほど制限をかけることを希望する件数が多くなる。色々な考えがあるので、そこからどうするか決めていけばいいと思う。
- ・ 先ほど委員 F がおっしゃったように、定期的な発信ができるといいと思う。
- ・ 先日実施した保健アンケートで、ハンカチを身に付けている割合が約 70% という結果であったが、昨年度は 90% であり、学校や家庭の意識も変化していったのかと思う。学習者用コンピュータについても、モラルに関する部分は定期的に周知していく必要があると思う。

#### (委員H)

- ・ これまでの取組みで芽吹いてきた、生徒が工夫しながら積極的に使えてきている状況については、今潰してしまってはいけない。
- ・ とは言え、被害者もいらっしゃるし深刻な問題でもあるので、我々ができることとしては、年度当初にしっかりと指導していく必要があると思う。
- ・ 似たような事案はデジタルカメラの時代でも発生していたことで、違う道具で再び発生してしまったという気持ちもあるが、未然に防ぐようにしっかり指導していくのが我々の役割なので、自由は保ちつつ生徒が責任感を持って取り組む状態にしていきたい。

#### (委員I)

- ・ 生徒はスマートフォンを所持しているので、取り立てて大きな騒ぎになるようなことはなかった。
- ・ 逆に、今回のような事案が発生したら、人権・著作権・肖像権を考えるきっかけにすることの方が大事ではないか。

#### (委員J)

- ・ やってはいけないことを指導することは難しく、正しい使い方を指導していくようにしないと、トラブルが発生するたびに「それを防ぐために何をしていたか」という話し合いになってしまい、せつかくの良い環境がトラブルの温床と見なされてしまう。それよりは、情報機器の中身も今後変わっていくので、使い方をアップデートしていくことのほうが先決であると思う。
- ・ 子どもが通っている市立小学校では、担任から「みんなが撮った写真を先生は見ているからね」と言われたらしいが、恐怖心を煽るのは指導として不適切ではないかと考える。
- ・ 子ども同士でのやり取りの中で希望しない写真を撮影された時など、もやもやした気持ちを感じた時に相談できる窓口を紹介できたら、トラブルへ発展するのを未然に防げるのではないか。

#### (委員K)

- ・ この3年間学習者用コンピュータを使用してきた、保護者・生徒から教員への要望としては、もっと管理を強くして欲しいという希望の方が多いと感じている。
- ・ 家庭で責任をもって指導のもと使用させるという教育委員会の方針を踏まえて、また周りの自治体との違いを認識しながら対応してきた。
- ・ 今後は、コンピュータ自体を保護者が用意していく方向になると考えられる。現在は学校が指導している状況であるが、保護者の管理のもとコンピュータを

扱うのが良いと思う。

- ・ 今後は、保護者の管理のもとに学習者用コンピュータを扱うのが良いと思う。現在は学校が指導している状況であるが、保護者が管理するのがふさわしい。

#### (委員L)

- ・ 初動の段階で警察に連絡したのはとても良かったと思う。今回の件に限らず、ケース案件として対応するのが大事で、そこまで先生が抱えるのは良くない。
- ・ 本件によって学習者用コンピュータの活用を止めるのではなく、しっかりと使用していくこと、大人が模範となることが大事である。
- ・ 制限をかけていく方がラクという気持ちはわかるが、子どもの将来のためにも、本来の目的に沿って一定使っていて欲しい。
- ・ 人権教育の観点からも、他者の存在や作ったものや考えを認めて対応する。そうすると、協働学習において導き出した結論についても、その過程で誰が発言したかを捉え、それを尊重する気持ちが重要である。
- ・ マスコミの報道の内容も様々あるが、これらを踏まえて、学習者用コンピュータ活用をより良く豊かなものにして欲しい。

#### (委員長)

- ・ 沢山のご意見をいただいた。参考となるものも多数あったと思う。学習者用コンピュータの使い方も含めて、情報活用能力や、心を育てることは引き続き進めていく。
- ・ ただ、子どもたちに対してフィードバックを行うことや、考える場を設定していけばいいかについて、普段の使い方を振り返るいい機会になったと思う。
- ・ これを活用して、より良い便利な学習者用コンピュータを使用して、学校生活・学習をより楽しく豊かなものにしていただければと思う。

## ② 学習者用コンピュータ活用実践事例とデジタル・シティズンシップ教育の実践事例について (資料1)

#### (事務局)

- ・ 各校の先生方にご協力いただいたおかげで、約100件以上の事例が集まった。様々な活動で参考になる事例が記載されているので、ぜひご覧いただきたい。

#### (委員長)

- ・ 事例の整理方法について、何かリクエストはあるか。

#### (全員)

- ・ 特になし。

### 3 協議

#### ① 学習者用コンピュータ活用指針（案）について（資料2）

##### （事務局）

- ・ 前回の委員会でご指摘いただいた事項や、事務局で検討した事項に加えて、より先生方や家庭・地域の方にとって分かりやすい内容に修正した。変更点は以下の通りで、いずれも黄色いマーカーで示している。
  - － P5,6：文具としての位置づけ
  - － P9：課題として、故障数及び重量を追記した。また、情報モラル教育について追記予定である。
  - － P11：実践事例の共有、不登校支援、能力の明確化について追記した。
  - － P13：家庭・地域の役割を追記。伝わりやすいように役割を追加した。
  - － P15：教育委員会の役割として、次期端末について自分の責任を増すような調達方法を検討することを追記。
- ・ これに伴い、概要版においても項目立てを変更している。
- ・ 情報モラルについては、これまで「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」で記載した内容及び臨時号の内容を中心に、学校での取組みを一層進めていくという論調で追記をする予定である。
- ・ 学校で取組みを進めていくにあたって、どのような取組みやスキルが必要か、その際に考えられる課題についてご意見をいただきたい。

##### （委員長）

- ・ ただいまご説明いただいた通りに加筆があったが、課題と考えられることについて何かあるか。また、情報モラル教育について載せるべき事項についてもご意見をいただきたい。
- ・ 不登校への対応についてはいかがか。

##### （委員B）

- ・ 保護者から、保健室登校またはオンラインによる授業参加の要望をいただくが、なかなか対応できないでいるが、ここでは不登校対応として何を想定しているか。

##### （事務局）

- ・ どちらも想定しているが、教育委員会が受けたものはオンラインが多い。

##### （委員A）

- ・ どちらも考えられる。今後予算措置を要求していく題材としても、現場の声を

いただければと思っている。カメラの整備や端末の増設を学校訪問時には良く聞く。

(委員長)

- ・ 授業を進めながらライブ配信を同時に実施するのは、設備・マンパワーの両面で大変である。

(委員C)

- ・ 本校でもオンライン配信で対応しているが、予備機が十分でない。もし休校のようなことがあったら、校務用パソコンではリスクが高いため、学習者用コンピュータを使用して配信を行いたいという要望がある。

(委員長)

- ・ 事例の整理方法としては、どのように考えているか。

(事務局)

- ・ まずは4つの柱及び学年ごとでの整理を考えている。

(委員L)

- ・ 次期端末に関連して、オンライン授業の様子を後から視聴できるように、動画格納用のディスクを整備するのはいかがか。午前中に通院していた児童・生徒が、朝の授業を午後から確認したい場合に役立つ。
- ・ また、教員向けの研修の実施についても、予算の確保が必要になると考える。

(委員D)

- ・ 発達に特徴がある子どもの保護者から、学習者用コンピュータの持ち帰りに制限をかけて欲しいとの依頼を受けることがある。全ての児童・生徒にスタンダードを適用するのが難しいことがある。

(委員長)

- ・ どこにもいらっしゃるのではないかと思う。また、学校に見えない課題が顕在化しているのではないか。
- ・ 保健室の立場として、ご意見は何かあるか。

(委員G)

- ・ 保健室にいる児童に自宅で何をしているか聞くと、ゲームをしていることが多い。スクールカウンセラーとの面談でも、学習者用コンピュータの使用時間が長いという話がしばしば聞かれる。そのような子どもには、まず生活リズムを

整えるように指導している。

- ・ 学習者用コンピュータを学校で預かってほしいという要望を家庭からいただくこともあるが、自宅への持ち帰りに良い面もあると思う。一時的に預かってご家庭で話し合いを行うことで、改善する例もあった。

(委員長)

- ・ 家庭との連携について、家庭での自立支援についても、これからも伝えていかないとと思う。地域との連携についてはいかがか。

(委員A)

- ・ 次期の端末についても触れているが、ご意見は何かないか。

(委員L)

- ・ 文部科学省では次期端末の調達を都道府県単位で実施することを想定しているが、東京都の方針についてご存じか。

(事務局)

- ・ 昨年12月に説明会があり、詳細については年末までに別途連絡するということがあったが、その後は特に連絡を受けていない。

(委員L)

- ・ 同じ都道府県内での転校であれば、異動後も同じ機種 of 端末が使用できること、公立の高等学校までその状態が続くことを理想としている。

(事務局)

- ・ 東京都の説明会では、市町村独自で調達する場合の条件についても整理をしているとの説明があり、必ずしも都内全自治体で同一機種を強制するものではないと認識している。

(委員A)

- ・ 保護者への負担を考慮した方法で、次期端末の調達について検討していく。

(委員長)

- ・ 次期端末の調達方針について、ご意見は何かあるか。

(全員)

- ・ 特になし。



(委員長)

- ・ 本日の議論を踏まえて、指針の仕上げをお願いしたい。

(事務局)

- ・ 指針については、2月7日開催の定例教育委員会が協議のうえ確定し、2月9日開催の校長会及び3月の文教委員会で報告する予定である。3年間ご協力いただいた指針が形になるということで、来年度から授業での実践をよろしくお願いしたい。

#### 4 その他

(事務局)

- ・ 最後に情報提供や質問をいただきたい。

(全員)

- ・ 特になし。

(事務局)

- ・ 次回は3月4日を予定している。